

# (仮称) 区民活動センター条例(案) に盛り込むべき主な項目と考え方

## 1 目的及び設置

地域の課題の解決に向けた地域住民の自主的で主体的な取組みを促進するため、地域住民による地域自治の活動の拠点として、中野区区民活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

### 《考え方》

■これまで地域では、区民が様々な活動や自治の取組みを展開してきました。こうした取組みを、その地域の特性を活かしながらさらに発展させていくには、地域課題を住民みずから話し合い、みずからの行動によって解決していく環境を、さらに整えていくことが重要と考えています。

■そのため、地域に、住民の意思と力によって運営・活用される区民活動センターを設置し、そこを拠点として、活動の担い手が継続して生み出され、いきいきとした活動が広がっていく地域づくりを目指す必要があると考えます。

## 2 名称及び位置

センターの名称と位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
中野区南中野区民活動センター	中野区南台三丁目6番17号
中野区弥生区民活動センター	中野区弥生町一丁目58番14号
中野区東部区民活動センター	中野区中央二丁目18番21号
中野区鍋横区民活動センター	中野区本町五丁目47番13号 (分室 中野区本町四丁目44番3号)
中野区桃園区民活動センター	中野区中央四丁目57番1号 (分室 中野区中央四丁目18番19号)
中野区昭和区民活動センター	中野区中野六丁目16番20号
中野区東中野区民活動センター	中野区東中野四丁目25番5-101号
中野区上高田区民活動センター	中野区上高田二丁目11番1号
中野区新井区民活動センター	中野区新井三丁目11番4号
中野区江古田区民活動センター	中野区江原町二丁目3番15号
中野区沼袋区民活動センター	中野区沼袋二丁目40番18号
中野区野方区民活動センター	中野区野方五丁目3番1号 (分室 中野区丸山二丁目24番1-109号)
中野区大和区民活動センター	中野区大和町二丁目44番6号
中野区鷺宮区民活動センター	中野区鷺宮三丁目22番5号
中野区上鷺宮区民活動センター	中野区上鷺宮三丁目7番6号 (分室 中野区上鷺宮二丁目4番6号)

## 《考え方》

■地域では、区民による公益活動のほか、事業者による社会貢献活動も盛んになってきています。こうした活動がさらに発展し、区民自身による自治の営みが広がっていくよう、施設の名称は、「区民活動センター」としたいと考えています。

■多くの地域団体の活動は、現在の地域センターエリアの区分を中心に行われています。このため、15か所の地域センター施設を転用し、区民活動センターとして開設する考えです。

## 3 事業

センターは、次の事業を行う。

- ① 地域の自治活動及び公益活動(中野区区民公益活動の推進に関する条例第2条に規定する区民公益活動をいう。)の推進に関すること。
- ② ①の活動を行う団体の連携の促進に関すること。
- ③ センターの施設の提供に関すること。
- ④ ①～③のほか、区長が必要と認める事業。

## 《考え方》

■地域の課題を解決するための自治活動や公益活動(※)が、さらに活発に行われるよう、情報の収集・提供や講座・講演会などの事業を通して、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた取組みを進めていく考えです。

■地域では町会・自治会などによる自治活動や様々な団体による公益活動が実践されています。そうした活動を行う団体間のネットワークづくりを進め、連携を強化する中で、より拡がりのある取組みが、地域で展開されるようにしていきたいと考えています。

■区民が、地域の自治活動や公益活動、健康づくりや趣味、生きがい、スポーツ、音楽などの自主的な活動を行える場を提供していきます。

※「中野区区民公益活動の推進に関する条例」による規定

区民が自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であって、営利を目的としないものをいう。ただし、宗教・政治を目的とした活動、選挙に関する活動を除く。

## 4 施設

センターに、次の施設を置く。

- ① 集会室(洋室、和室)などの区民に貸出しをする施設。(②の施設を除く。)
- ② 3①の活動のための施設。

## 《考え方》

■区民活動センターの施設は、地域センターの施設を活用し、区民団体などに貸し出す集会室などと、運営委員会が地域の実情にあわせて使い方を決められる地域活動室を設置する考えです。この部屋は、現在、地域センターで、地域活動室、図書・読書室、福祉相談室、一時保育室、印刷室としている施設です。

## 5 運営の基本方針

- (1) センターの運営は、地域住民の自主性と自立性を十分に尊重して行うものとする。  
(2) センターの運営は、民主的かつ公正に行わなければならない。

《考え方》

■運営は、地域住民が組織した団体（地区町会連合会から推薦された人を中核に組織する運営委員会）が主体的に担い、常に地域に開かれた中で、公正・公平に行われることが重要と考えています。

## 6 使用の範囲

- (1) 4①の施設を使用できるものは、区民団体などとする。  
(2) 区長は、(1)にかかわらず、地域の事情に応じて、集会室を高齢者集会室にし、使用の承認を受けた高齢者に専用使用させることができる。

《考え方》

■貸し出し施設である集会室などの使用は、基本的に、区に登録した区民団体とする考えです。

■地域センターでは特例使用として、団体登録ができない場合での使用も認めていますが、区民活動センターでは、この特例使用の範囲を広げ、集会室の有効活用を図っていきたいと考えています。

■一部の集会室は、高齢者が親睦を深めたり、いきいきと活動できるよう、高齢者が個人利用できる高齢者集会室としていきます。

## 7 使用の承認

- (1) 集会室を使用したい者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。  
(2) 区長は、(1)の承認に際し必要な条件を付けることができる。

《考え方》

■貸し出し施設である集会室などの使用にあたっては、申請し、承認を受ける必要があります。

## 8 使用の不承認・取り消し等

- (1) 区長は、7 (1) の申請があった場合、その使用内容が、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。
- ① 専ら営利を目的とした事業を行い、又は営利事業を援助するものであるとき。
  - ② 公の秩序をみだし、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - ③ センターの管理上支障があるとき。
  - ④ ①～③のほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- (2) 区長は、次のいずれかに該当するときは、集会室の使用承認の取り消しや条件の変更を行うことができる。また、新たな条件を付けたり、集会室の使用の中止や停止をすることができる。
- ① この条例やこの条例に基づく規則、区長の指示に違反したとき。
  - ② 使用承認の条件に違反したとき。
  - ③ 災害などの事故により集会室などの使用ができなくなったとき。
  - ④ ①～③のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

### 《考え方》

■区民活動センターの管理上、貸し出しに支障があるときのほか、営業行為に直接関わる活動や社会の一般的な秩序や道德観念からみて妥当とはいえない活動は、使用を認めない考えです。

■この条例等に定められている事項に違反した場合や承認時の使用条件に違反した場合、災害などの事故により施設が使用できない場合は、使用承認を取り消したり、使用条件の変更などや使用の中止・停止を行うことができるようにする予定です。

## 9 使用料

- (1) 6 (1) の区民団体などが集会室を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。
- (2) (1) の使用料は、前納しなければならない。

### 《考え方》

■貸し出し施設の使用にあたっては、使用申請の際に、使用料をお支払いいただく考えです。

■区民活動センター開設時の使用料は、地域センターの使用料と同様とする方向で考えています。

■集会室の使用区分については、地域センターと同様に午前・午後・夜間にしたいと考えています。音楽室と多目的室については、一部の地域センターで午後・夜間の2区分が、3区分に分かれています。こうした使用区分については、地域の実情を踏まえ定めることとしたいと考えています。

## 10 使用料の減免

区長は、特に必要があると認めるときは、9の使用料を減額し、又は免除することができる。

《考え方》

■使用料を免除する団体は、区民活動センターの設置目的から、地域自治に関する活動や公益活動を行う区民団体とする考えです。

■免除の対象となる団体の考え方は、次のとおりです。

- ・安全・安心なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動をしている団体
- ・子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援などの子どもの健全育成に関する活動をしている団体
- ・高齢者、障害者等の地域における支えあいや自立支援又はその家族への援助などに関する活動している団体
- ・資源の有効利用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動をしている団体

## 11 使用料の返還

既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- ① 地震、水害、火災などのためセンターを使用することができなくなったとき。
- ② 区長が特別の理由があると認めるとき。

《考え方》

■使用料を返還する場合は、災害・公用などにより使用できないときや、使用者が使用開始の7日前までに使用取消を申請し承認されたときとしたいと考えています。

## 12 原状回復の義務・使用権の譲渡禁止・賠償の義務

- (1) 4の施設の利用者は、使用を終了したとき、使用を中止されたとき、又は使用の承認が取り消されたときは、直ちに使用した施設を原状に戻さなければならない。
- (2) 集会室などの使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 利用者は、施設又は付帯設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4) (3)にかかわらず、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その損害額を減額し、又は免除することができる。

《考え方》

■集会室の使用を終了したときや中止されたときは、直ちに使用開始時と同じ状態に戻す必要があります。

■使用承認を受けた集会室などについては、使用の権利を他の団体等に譲渡したり、又貸しすることを禁止する考えです。

■区民活動センターの施設や設備に損害を与えた場合は、基本的に、その損害を賠償するよう定める考えです。

### 13 立入りの禁止等

区長は、次のいずれかに該当する者に対し、センターへの立入りを禁止し、又はセンターから退場させることができる。

- ① 他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある者。
- ② ①のほか、センターの管理上支障があると認められる行為をする者。

《考え方》

■他の人に危害や迷惑を及ぼすおそれのあるとき、管理上支障があると認められる場合は、区民活動センターへの立入りをお断りする考えです。

### 附則 地域センター条例の廃止

中野区地域センター条例は、廃止する。

《考え方》

■区民活動センター条例と地域事務所条例の制定に伴い、現行の中野区地域センター条例は廃止します。